

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立大阪南視覚支援学校 \_\_\_\_\_ 部 名前 \_\_\_\_\_

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、\_\_\_\_\_年 月 日以降の登校が可能であると判断しました。 出席停止期間： \_\_\_\_\_年 月 日～ \_\_\_\_\_年 月 日

第1種感染症

( \_\_\_\_\_ ) [治癒]

第2種感染症

インフルエンザ（A型・B型）

[発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過]

新型コロナウイルス感染症

[発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過]

百日咳 [特有の咳が消失又は5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

麻疹 [解熱後3日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好]

風しん [発疹消失]

水痘 [すべての発疹の痂皮化]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

結核 [感染のおそれなし]

髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症 (※)

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

(※) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の感染症 [①～③は代表例]

①溶連菌感染症

②感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる）

③急性細気管支炎（主としてRSウイルス感染によると思われるもの）

( \_\_\_\_\_ )

■いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 \_\_\_\_\_ この24時間以内に複数回の嘔吐 \_\_\_\_\_ 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 \_\_\_\_\_ 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 \_\_\_\_\_ 唾液腺の腫大 ( \_\_\_\_\_ )

■その他の意見：

( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_年 月 日

医療機関名：

診察医師：